

由利本荘市中小企業者等LED照明導入促進事業費補助金交付要綱

令和4年6月20日

(趣旨)

第1条 由利本荘市中小企業者等LED照明導入促進事業費補助金(以下「本補助金」という。)は、原油価格高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例(平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。)、由利本荘市財務規則(平成17年由利本荘市規則第40号)及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則(平成17年由利本荘市規則第41号。以下「規則」という。)のほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本補助金は、市内に事業所又は工場を置く中小企業者等が、LED照明の導入に要する経費の一部を市が補助することで、将来にわたる電力コストの削減及び環境に寄与する経営の推進を図り、もって地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に事業所又は工場を置き、主に商工業を営む中小・小規模企業者(個人事業主を含む)であること。
- (2) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成25年由利本荘市条例第8号)第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、LED照明の導入を行う事業で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本補助金の交付決定後に着工又は着手し、令和4年12月31日までに完了するものであること。
- (2) 国又は県から補助金等を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (3) 蛍光灯又は水銀灯をLED照明に更新する事業であり、市内の事業所等に設置するものであること。
- (4) 補助対象経費が10万円以上のものであること。
- (5) 導入にあたっては、市内事業者から設備等を購入及び市内事業者へ工事等を発注す

るものであること。

- (6) 前号の購入及び発注に係る市内事業者は、代表者が補助対象者の代表者と同一人でない者、かつ、補助対象者と資本関係がない者であること。

(補助対象経費等)

第5条 この要綱による補助対象となる経費等は、次のとおりとする。ただし、補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まれないものとする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 設備費
- (4) 処分費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額で、1事業者あたり20万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第7条 本補助金交付申請書の様式は、条例及び規則に定めるところによるほか、下記の書類を添付しなければならない。

- (1) 法人の場合は、法人登記事項証明書（申請の日前3か月以内に発行されたもの）
- (2) 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- (3) 導入を行う物件の所有者を証明する書類（固定資産課税明細等）の写し
- (4) 導入を行う物件が、申請者以外の者が所有し、又は申請者以外の者と共有するものであるときは、その所有者又は共有者全員の承諾書
- (5) 導入を行う物件の概略図
- (6) 導入を行う物件の現況写真
- (7) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (8) LED照明設備の形状、規格等がわかるパンフレット等
- (9) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、規則に定める補助金等交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の完了)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の1月10日のいずれか早い日までに、規則に定める補助事業等実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書の写し又はこれに相当する書類の写し
- (2) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し

(3) 完成写真

(4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第8号）により補助対象者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 本補助金は、前条の規定により確定した額を交付するものとし、補助対象者は、補助金交付請求書（様式第9号）により本補助金の交付を請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに本補助金の交付の目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付若しくは担保に供し、更には廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りではない。

2 市長は、補助対象者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した本補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第12条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。